

こどもみらい
住宅支援事業

交付申請等マニュアル(完了報告編)

補助事業：A 注文住宅の新築

2022年8月5日版

こどもみらい住宅支援事業事務局



ホームページ

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>



お問い合わせ窓口 (IP電話等からのお問い合わせ先)

0570-033-522 042-204-0994

※通話料がかかります

受付時間

9:00～17:00

(土・日・祝含む)

第1章	完了報告方法	3
1-1	手続きフロー	4
1-2	入居	4
1-3	補助金の交付	5
1-4	完了報告	6
1-5	交付申請の取り下げ	6
1-6	書類の保管	7
第2章	添付書類の詳細	8
第3章	更新履歴	12

第1章

完了報告方法

1-1 手続きフロー

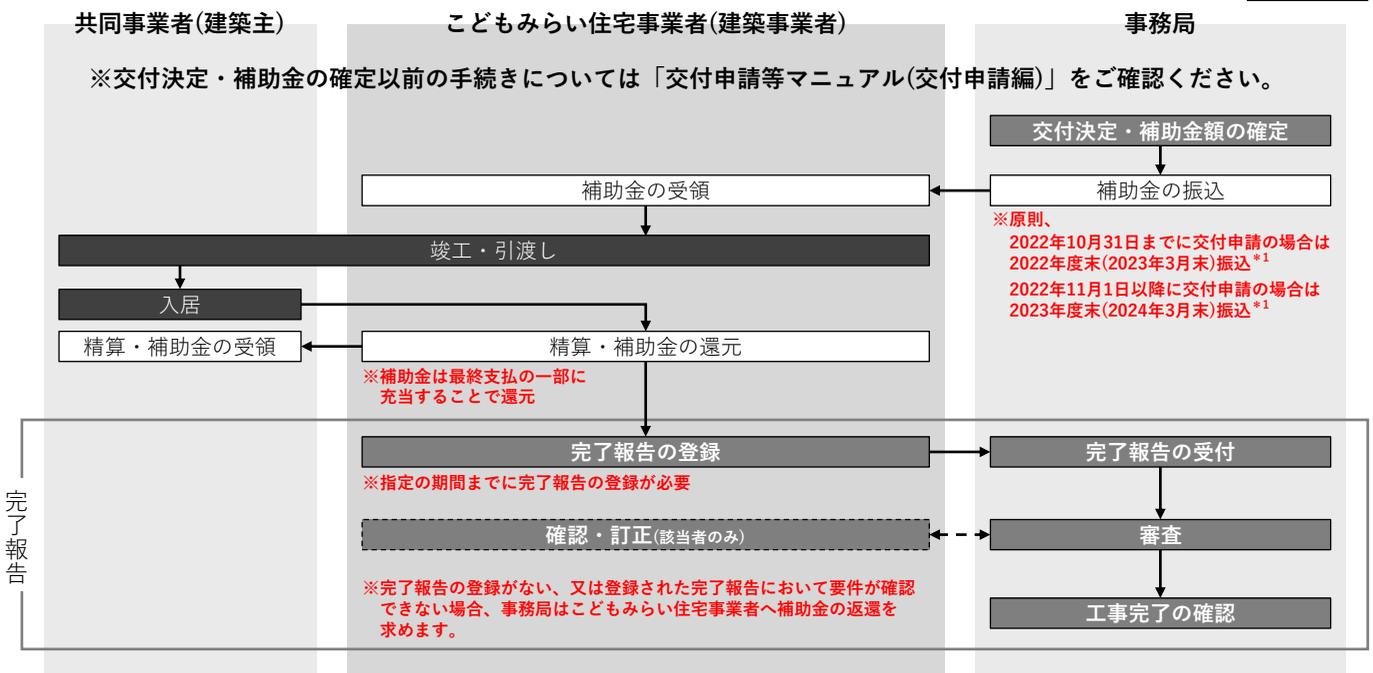
交付決定以降から完了報告終了までの手続きは以下のとおりです。

本マニュアルでは完了報告の手続きについて解説を行います。

交付決定までの手続きについては、各申請タイプ毎に「交付申請等マニュアル(交付申請編)」をご確認ください。

【例】 2022年10月31日までに交付申請を行い、2022年度末(2023年3月末)以降に工事が完了し、完了報告を行う場合
又は 2022年11月1日以降に交付申請を行い、2023年度末(2024年3月末)以降に工事が完了し、完了報告を行う場合

対象住宅
摘要：ポータル内
ポータル外



1-2 入居

本事業は建築主が自ら居住する住宅を補助対象としており、建築主が居住していることを確認するため、対象住宅の住所が居住地として記載された住民票の写しの提出が必要です。

【補 足】

□ 共同申請する世帯全員の住民票の写しの提出について

以下のいずれかに該当する場合、共同申請する全員分(共同事業実施規約における乙及び丙①②)の住所が確認できる住民票の写し(世帯票等)の提出を求めます。

- ・ 交付申請時、建築主と子又は配偶者の同居が確認できない場合
- ・ 建築主が若者夫婦のいずれにも該当しない場合(建築主が若者夫婦の親等の場合)

※ただし、完了報告時に提出する住民票の写し(世帯票)で同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求めることがあります。

□ 単身赴任等について

単身赴任等やむを得ない事由により要件を満たす建築主又は家族や親族が対象住宅に入居(同居)できないと事務局が判断する場合、当該要件の緩和を受けることができる場合があります。

*1 工事が完了し、これらの年度末以前に完了報告の登録を行う場合、当該完了報告の審査完了後(当月20日締、翌月末振込)に振込を行います。

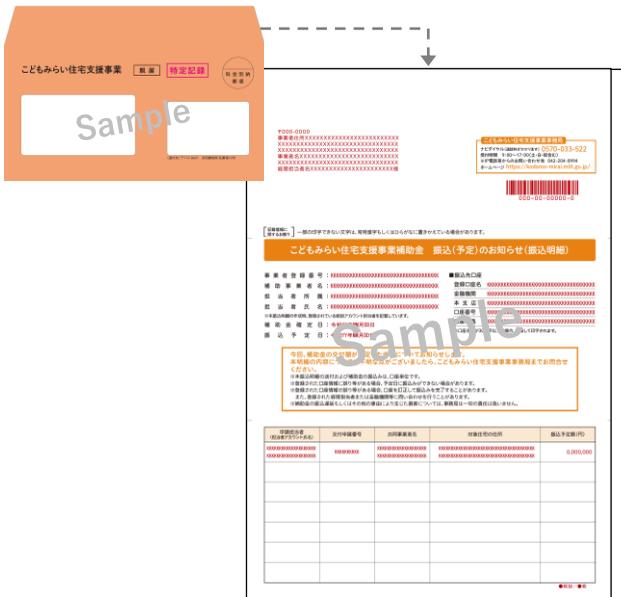
1-3 補助金の交付

事務局は、交付決定を行った補助事業について、以下の時期のいずれかにこどもみらい住宅事業者である建築事業者の指定口座に振込を行います。

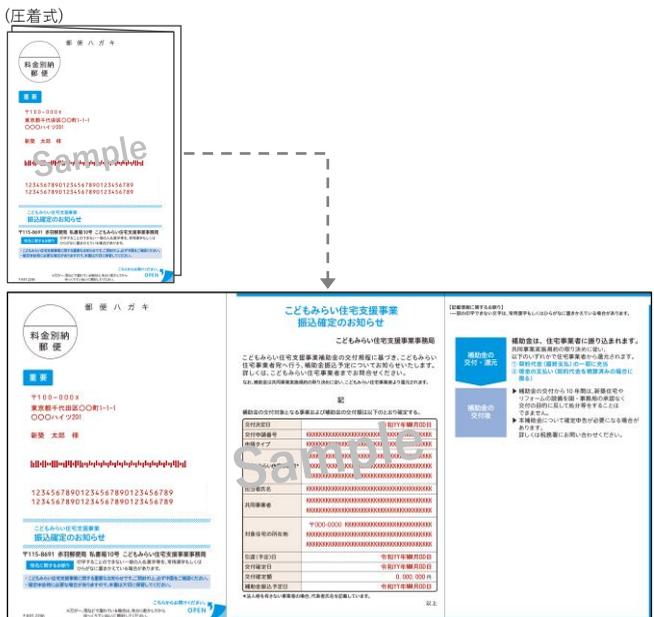
2022年10月31日までに 交付申請した場合	いずれか 早い方	2022年度末 (2023年3月末ごろ振込)	交付された補助金は原則、建築代金の 最終支払の一部に充当することで建築主に 還元します。 それまでの間、建築事業者が留保する必要が あります。
		完了報告の審査完了 (当月20日締、翌月末振込予定)	
2022年11月1日以降に 交付申請した場合	いずれか 早い方	2023年度末 (2024年3月末ごろ振込)	
		完了報告の審査完了 (当月20日締、翌月末振込予定)	

振込にあたっては、事前に担当者アカウントの利用者にメールで通知します。
(統括アカウントの利用者又は口座に設定された経理担当者に、口座単位の振込明細を郵送します。)
(建築主に対しても交付確定額と振込日を通知する書類を郵送します。)

《振込(予定)のお知らせ(振込明細)のイメージ》
※統括アカウント利用者又は経理担当者宛



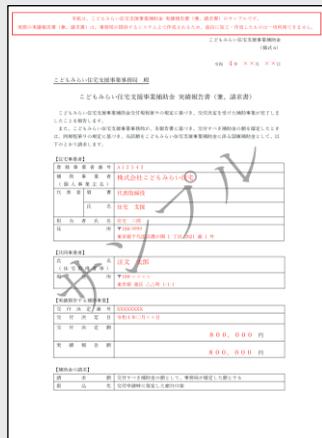
《振込確定のお知らせのイメージ》
※共同事業者(建築主)宛



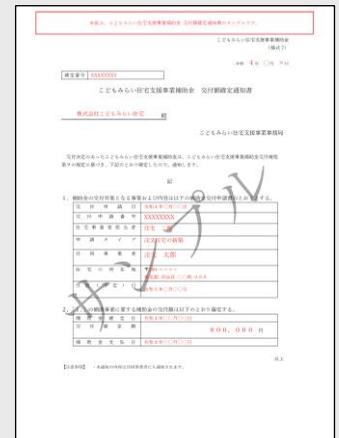
【補 足】

- 保管用の書類について
担当者アカウントの利用者への通知と同時に保管用の『実績報告書(兼、請求書)(様式6)』及び『交付額確定通知書(様式7)』が作成され、これらの書類は補助事業ポータルからダウンロードできるようになります。

《実績報告書(兼、請求書)のイメージ》



《交付額確定通知書のイメージ》



【補 足】

□ 補助金の併用について

住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。
なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。

《代表的な補助制度との併用の取り扱い》

補助制度	併用可否
すまい給付金	○
住まいの復興給付金	○
外構部の木質化対策支援事業	○
住宅ローン減税等の税制優遇	○
被災者生活再建支援制度	○
解体工事への補助	○
LCCM 住宅整備推進事業	×
JAS 構造材実証支援事業	×
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	×
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業	×
市街地再開発事業への補助	×
サステナブル建築物等先導事業	×
地域型住宅グリーン化事業	×

1-6 書類の保管

交付申請者である建築事業者は、本事業の関連書類について、本補助金の交付を受けた年度終了後5年間、以下の書類について保管が必要です。(本事業は、会計検査院による検査の対象となる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります。)

順番	書類名		
1	様式2	交付申請書	※手続きの進捗に応じて 補助事業ポータルから ダウンロードできます。
2	様式5	交付決定通知書*1	
3	様式6	実績報告書(兼、請求書)	
4	様式7	交付額確定通知書*1	
5	交付申請の提出書類	共同事業実施規約	
6		工事請負契約書	
7		建築基準法に基づく確認済証	
8		工事出来高確認書	
9		共同事業者の同居が確認できる住民票	
10		住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等	
11		その他、交付申請時に提出を求められた書類	
12		建築基準法に基づく検査済証	
13	完了報告の提出書類	共同事業者の新築住宅への入居が確認できる住民票	
14		その他、完了報告時に提出を求められた書類	

*1 本補助金の交付を受けた共同事業者が確定申告の際に、提出を求められることがあります。必要に応じて共同事業者に配布してください。(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません。)

第2章

添付書類の詳細

以下の書類は補助事業ポータルにアップロードしてください。

	書類名	スキャン	参照 ページ
a	建築基準法に基づく検査済証	白黒可	P9
b	住民票の写し(交付申請時に要件を満たす世帯の同居が確認できていない場合は世帯票)	白黒可	P10
c	《共同住宅のみ》不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本	白黒可	P11

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

【補 足】

□ アップロードするファイルについての注意事項

- 1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください。)
- ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
- 天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります。)
- 文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。(不鮮明な書類は受理されないことがあります。)
- 添付タイプごとに保存してください。(「検査済証」と「住民票の写し」を1つのPDFで保存することは不可)

b 住民票の写し(交付申請時に要件を満たす世帯の同居が確認できていない場合は世帯票)

白黒可

A 建築主(共同事業者)

○○県○○市 住民票 (1/2)		写 (2/2)	
世帯主	本末 住一郎	氏名	本末 住一郎
住所	○○県○○市○○町0-0	生年月日	昭和○○年○月○日
氏名	本末 住一郎	性別	男
生年月日	昭和○○年○月○日	配偶者	○
本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	続柄	本人
世帯主	本末 住一郎	氏名	本末 住一郎
住所	○○県○○市○○町0-0	生年月日	昭和○○年○月○日
氏名	本末 住一郎	性別	男
生年月日	昭和○○年○月○日	配偶者	○
本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	続柄	本人
世帯主	本末 住一郎	氏名	本末 住一郎
住所	○○県○○市○○町0-0	生年月日	昭和○○年○月○日
氏名	本末 住一郎	性別	男
生年月日	昭和○○年○月○日	配偶者	○
本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	続柄	本人
世帯主	本末 住一郎	氏名	本末 住一郎
住所	○○県○○市○○町0-0	生年月日	昭和○○年○月○日
氏名	本末 住一郎	性別	男
生年月日	昭和○○年○月○日	配偶者	○
本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	続柄	本人

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 「住所」が新築した住宅の所在地と一致すること
- 建築主(共同事業者【乙】)の「氏名」があること
- 《交付申請時に要件を満たす世帯の同居が確認できていない場合》
- 世帯内に「生年月日」が2003年4月2日以降の子、もしくはどちらかの「生年月日」が1981年4月2日以降の夫婦(共同事業者【丙】)が含まれること
- 新築した住宅の完成(検査済証交付)以降に発行されたものであること

【補 足】

住民票の記載内容について

市区町村の窓口にて以下の内容で発行を依頼してください。

- ①マイナンバー記載なし(記載があるものは受理できません)
- ②本籍記載なし

交付申請時に要件を満たす世帯の同居が確認できていない場合に提出する住民票の写し(世帯票)は、上記に加えて以下の記載が必要です。

- ③世帯全員分
- ④続柄記載あり

なお、提出する住民票の写しは、個票でも構いません。それぞれの住民票の写しに記載された住所により同居を確認します。

共同申請する世帯全員の住民票の写しの提出について

以下のいずれかに該当する場合、共同申請する全員分(共同事業実施規約における乙及び丙①②)の住所が確認できる住民票の写し(世帯票等)の提出を求めます。

- ・交付申請時、建築主と子又は配偶者の同居が確認できない場合
- ・建築主が若者夫婦のいずれにも該当しない場合(建築主が若者夫婦の親等の場合)

※ただし、完了報告時に提出する住民票の写し(世帯票)で同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求めることがあります。

第3章

更新履歴

No	更新日	更新ページ	更新内容	
1	2022/08/05	P7	追加	1-5 交付申請の取り下げ 【補足】 <input type="checkbox"/> 補助金の併用について ≪代表的な補助制度との併用の取り扱い≫ (追記) JAS構造材実証支援事業の行を追加